

【悪魔】 政府が原則公開しないことにしていた映像が流出して、大騒ぎになっているようです。関係省庁の公務員が、自分が流出させたとして申し出てきているようですが、この人の行為は何か罪になるんですか？

【天使】 事件の全体像が極めて政治的な色彩の濃いものであるため議論が紛れやすいが、要するに、国家公務員が職務上知り得た機密を不特定多数の者に対して漏洩したものであり、国家公務員法100条1項に規定される公務員の守秘義務に違反し、同法109条12号によって刑事処分の対象となる可能性がある。

【悪魔】 でも、今回流出した映像は、外国船と日本船とが衝突した事件の映像で、衝突に関して逮捕された外国人船長が、後に釈放されたこととの取り扱いの妥当性を判断するための大事な資料ですよ。政府は、外国人船長が釈放されたことを、管轄する地検の判断だ、と国会で答弁したようですけど、そのような判断の妥当性を判断できる資料は、国民に公開しなければならぬんじゃないやありませんか？

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第46話

公務員の守秘義務

【天使】 一連の事件を政治的に捉えると、当初の船舶の衝突に関する公務執行妨害被疑事件の取り扱いと、今回の映像の流出に掛かる事件とが一体化しているように思われるわけだが、法的な観点からは、両事件は全く質が異なる。当初の船舶の衝突に関する事件は、検察官の判断で釈放したものであり、釈放の理由について検察官は説明をする必要がない。これに対して、今回の事件は、映像を流出させたと供述している国家公務員が、職務上保管されていた映像を上司の許可を得ずにインターネット上に流出させたものであり、組織的に管理されていた情報を不特定多数の者に漏洩したことにほかならないから、当該映像が国民の目に触れることが、仮に政治的に意味があったとしても、法的取り扱いとして国家公務員法違反となることは、疑いを容れない。

ただし、船舶の衝突事件に関して、外国人船長が釈放されたということは、同事件の犯罪としての重大性がそれほど大きくなかったことを意味しており、かつ、衝突時の映像の一部は国会議員に対して公開された経緯がある以上、一応秘密であったとしても、どこまで重大な秘密

であったかは、解釈が分かれるところである。従って、当該公務員の行為が形式的に守秘義務違反に該当したとしても、果たして国家公務員法違反で起訴され、有罪判決に到るか否かは、現時点では不明であるというほかない。最高裁の判例（昭和52年12月19日判決・最高裁判所刑事判例集31巻7号1053頁）でも、国家公務員法100条に言う「秘密」とは、「実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」とされており、国家機関が単に秘密の指定をしただけでは足りない、と解釈されている。

【悪魔】 要するに、守秘義務違反は違反だけでなく、起訴されて有罪になるかはわからない、ということですね。でも、政府は、あの程度の映像をなぜあんなに躍起になって非公開にしようとしたんですかね。外国人船長を釈放したことが地検の判断で、その判断に本当に問題がないのであれば、別に公開したって騒ぎにもならなかったでしょうに。それを下手に隠そうとしたから、かえって国民の関心を引き付けてしまっ



外国人船長の釈放の判断の妥当性自体も怪しくなっているわけですからね。

【天使】 政府のとった証拠の取扱方針が政治的に見て妥当であったかは、前述した法的観点からの説明とは完全に別問題となる。政治的な妥当性については、国民が政府を支持するか否かにより最終的な判断が下され、具体的には選挙結果として明白になっていくことであるから、映像の公開を望む声が国民の間で強くなる事態が生じれば、政府としても何らかの対応をせざるを得なくなるのではなからうか。

【悪魔】 話がずいぶん複雑で、今後どうなっていくのかよくわかりませんが、それにしても、法的に問題が全くないと言いつつ、国民の支持が得られるかは別問題、というのも、どこがおかしな話ですよ。政治的な判断によっては法的な判断が曲げられるというのも問題だとは思いますが、法律違反をした方が政治的に意味がある、というのであれば、法律の規定で禁止されていることが本当に妥当なものなのか、怪しいような気がするんですけどね。